

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官 青柳 肇
(公印省略)

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第 1 号。2 7． 1 0． 1）第 2． 2 項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 7 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合
- キ 過去 2 カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるものの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
1	地図作成装置 J／UYQ－25の製造に係る契約	キ	R5.1.25	契約履行に必要な地図作成装置 J／UYQ－25の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部電子計算機室 調達第3班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35492,35494
2	JCNN（ALIS関連システム）の製造に係る契約	イ	R5.2.2	JCNN（ALIS関連システム）の製造に必要なライセンス実施権を米国ロッキード・マーティン社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
3	削除				
4	洋上ターミナルOYQ－72－1の製造に係る契約	キ	R5.9.19	契約履行に必要な洋上ターミナルOYQ－72－1の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
5	削除				
6	削除				
7	削除				
8	C－2用地図航法装置用地上支援器材 J／PYQ－9の製造に係る契約	キ	R5.11.22	契約履行に必要なC－2用地図航法装置用地上支援器材 J／PYQ－9の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
9	BMD運用支援装置等の製造に係る契約	キ	R6.9.10	契約履行に必要なBMD運用支援装置等の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
1 0	自動警戒管制システムソフトウェア評価 装置用メッセージ模擬装置の製造に係る 契約	キ	R6. 10. 23	契約履行に必要な自動警戒管制システムソフト ウェア評価装置用メッセージ模擬装置の製造図書（製 造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業 所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事 業部電子計算機室 調達第3班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35492,35494
1 1	自動警戒管制システム等の製造に係る契 約	キ	R6. 11. 15	契約履行に必要な自動警戒管制システム等の製造 図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領 等の企業所有資料）を利用できることが証明できるこ と。	
1 2	BMDシステム総合管理用中央装置の製 造に係る契約	キ	R6. 11. 22	契約履行に必要なBMDシステム総合管理用中央 装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並び に検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証 明できること。	
1 3	航空自衛隊クラウドシステム（指揮統制 サービス）の製造に係る契約	イ	R7. 11. 12	航空自衛隊クラウドシステム（指揮統制サービス）の 製造に必要なライセンス実施権を米国レイセオン 社から認められていること又は認められる見込みがあ ることが証明できること。	